

別紙1 校内指導体制

一志学園業高等学校いじめ防止基本方針



策定・見直し

いじめ防止委員会

【構成員】校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、人権教育担当（※その他必要に応じて、該当担任、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者等の外部専門家を加えるものとする。）

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- 校内研修会の企画・実施
- 教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消にむけた対応
- 配慮が必要な生徒への支援方針



年間計画等

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・授業規律の徹底
 - ・「わかる」授業づくり
 - ・公開授業の実施
- 特別活動の充実
 - ・HR 活動の充実
 - ・体験活動の充実
- 生徒会活動の充実
 - ・いじめ防止のためのピンクシャツ運動等の実施
- 人権教育の充実
 - ・人権 LHR の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の充実
 - ・外部講師による講演の実施
- 校内研修の実施



情報等の報告

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察、養護教諭による情報
 - ・生徒、保護者、地域からの情報
 - ・アンケート調査の実施
- 教育相談体制の充実
 - ・教育相談の定期実施
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・いじめ相談機関の周知
- 情報の共有
 - ・情報交換の定期実施
 - ・管理職への報告
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・学級担任等の教員間での申し送り



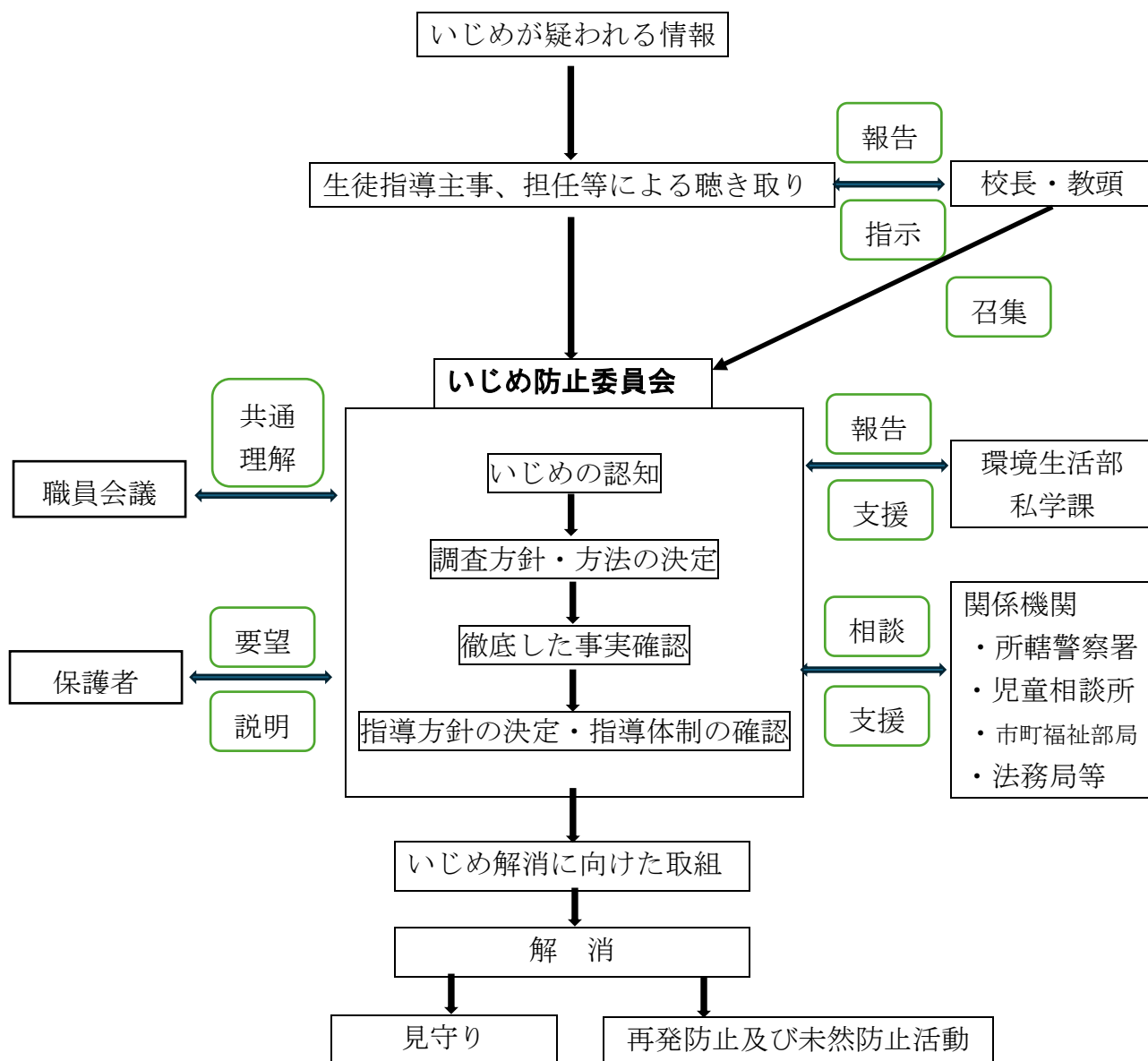
連携促進

保護者・地域との連携

- ・いじめ防止基本方針の周知
 - ・保護者会の定期開催
 - ・地域の会議、行事への参加
 - ・学校行事への招待
- #### 私学課との連携
- ・いじめ事案の報告
 - ・人的支援の要請等
- #### 関係機関との連携
- ・学校警察連絡協議会の参加
 - ・児童相談所との連携
 - ・市町福祉部局との連携等

※いじめ発生時の対応については別紙4を参照

別紙2 いじめ発生時の組織的対応



【学校の対応】

- 被害生徒やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認を行う。
- 被害生徒、加害生徒の双方からていねいに事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- 被害生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
- 被害生徒、加害生徒の双方の保護者と直ちに面談する機会を持ち、事情を説明する。
- 保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず、関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導も行う。
- 犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察署に相談または通報する。

別紙3 年間指導計画

月	いじめ防止委員会	未然防止の取組	早期発見の取組
4	・学校いじめ基本方針の確認、周知 ・年間計画作成	・生徒の情報集約 ・教育相談の説明 ・啓発資料等の周知 ・新入生人権講話	・いじめ相談機関の周知 ・教育相談
5		・ピンクシャツ運動 ・情報モラル講話	・教育相談
6	・いじめアンケート集約、分析	・授業公開 ・生徒の情報集約	・教育相談 ・保護者会 ・いじめアンケート
7		・人権LHR	・教育相談 ・保護者会
8	・いじめ防止のための校内研修		・教育相談
9			・教育相談
10			・教育相談
11		・ピンクシャツ運動	・教育相談
12	・いじめアンケート集約、分析	・人権LHR ・生徒の情報集約	・教育相談 ・いじめアンケート
1			・教育相談
2	・いじめ防止対策取組評価		・教育相談
3	・いじめ基本方針の見直し	・次年度への申し送り	・教育相談